

東三河広域連合

広域計画

(改訂版)

[平成27年度～平成31年度]

東三河広域連合

東三河広域連合設立趣意

東三河地域は、沿岸部から山間部に及ぶ多様な地勢と豊かな自然を有し、古（いにしえ）より、歴史や文化に根差したさまざまな営みの中で、互いに支え合いながら発展してきました。

現在、私たちは、経済のグローバル化や人口減少・少子高齢化など、社会構造の変化に伴う、いまだ経験したことのない課題に直面しています。

また、国においては、基礎自治体が自らの責任と判断において地域の諸課題に対応できるよう、中央集権体制から分権型社会の構築に向けた動きを進めており、地方行政には、個々の自治体経営のみならず、広域的な視点に立った行政運営が求められています。

こうした流れの中で、東三河8市町村では、地域が将来にわたって持続的に発展していくためには、市町村の枠を越えた新たな広域連携体制が必要との共通認識から、そのあり方について検討してきました。

東三河地域にもっともふさわしい形、それは、これまで培ってきた広域連携を礎に、各市町村の自主・自立を尊重しつつ共通の理念と目標を掲げ、広域的な地域づくりを推進する力をもった組織を構築することです。そして、住民の総意に基づくこの組織の取り組みは、構成市町村において最大限に尊重され、その成果はすべての住民が享受できるものでなければなりません。

そこで、私たち東三河8市町村は、「東三河はひとつ」を合言葉に地域力を結集し、新たな魅力と活力の創造に努め、誰もが真の豊かさを実感できる地域の実現を目指して、特別地方公共団体である「東三河広域連合」を設立します。

目 次

I	広域計画の策定趣旨	1
II	広域計画の項目	1
III	広域計画の区域	1
IV	広域計画の推進方針	1
V	広域連合及び構成市町村が行う事務	2
	1 共同処理事務	
	2 広域連携事業	
	3 権限移譲事務	
	4 地方創生事業	
	5 その他	
VI	広域計画の期間及び改定	9

I 広域計画の策定趣旨

東三河広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、東三河広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務の方針を示すものであり、広域連合及び構成市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）が密接に連携し、広域連合の事務を総合的かつ計画的に推進するため、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき策定するものです。

II 広域計画の項目

広域計画は、東三河広域連合規約第 5 条の規定に基づき、次の項目について記載します。

- ・広域連合の処理する事務に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること
- ・広域計画の期間及び改定に関すること

III 広域計画の区域

広域計画の対象となる区域は、構成市町村の区域とします。

IV 広域計画の推進方針

広域連合が掲げる事務を総合的かつ計画的に推進するため、広域連合と構成市町村が相互に役割分担するとともに、東三河県庁や東三河広域経済連合会をはじめとする関係団体と連携を図りながら、効果的・効率的な運営に努めます。

また、構成市町村の議会や住民の意見を踏まえながら、行政サービスの維持向上に繋がる事務の共同処理を進めるほか、広域にわたる新たな連携事業や権限移譲事務などに順次取り組みを拡げ、将来にわたって「成長する広域連合」を目指します。

V 広域連合及び構成市町村が行う事務

1 共同処理事務

(1) 介護保険に関する事務

広域連合は、地域住民がいつまでも健やかで安心して暮らせる東三河の実現を目指すため、介護保険に関する全ての事務を行うとともに介護サービスの維持・向上や介護基盤の安定を図ります。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・被保険者の資格の取得・喪失・異動などの資格管理に関する事務を行います。
- ・介護認定審査会の運営など要介護認定及び要支援認定に関する事務を行います。
- ・介護保険給付費の支払いなど保険給付に関する事務を行います。
- ・介護保険の事業方針や介護保険料などを定める介護保険事業計画の策定に関する事務を行います。
- ・介護保険料の賦課及び徴収に関する事務を行います。
- ・地域支援事業及び保健福祉事業に関する事務を行います。
- ・事業者の指定や事業者に対する指導監査などの事務を行います。
- ・施設の指定、施設の開設の許可や施設の開設者に対する指導監査などの事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合から委託された認定調査事務を行います。
- ・広域連合から委託された地域支援事業を行います。
- ・広域連合が策定する介護保険事業計画に関して意見を述べます。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(2) 老人福祉法に規定する事業及び施設の認可等に関する事務

広域連合は、老人福祉法に規定する事業及び施設の健全運営と適切な事業運営を確保するため、事業及び施設の認可等をはじめとする事務を専門性の高い体制にて行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・老人居宅生活支援事業の開始、変更、廃止等の届出の受理などの事務を行います。
- ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターの設置、変更、廃止等の届出の受理などの事務を行います。
- ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置、変更、廃止等の届出の受理又は認可などの事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

（３）滞納整理に関する事務

広域連合は、住民負担の公平性を確保するため、差押や換価等の権限を持って、地方税及び国民健康保険料の効率的かつ効果的な滞納整理事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村から移管を受けた高額・徴収困難事案について、納税折衝、財産調査、滞納処分等の滞納整理事務を実施します。
- ・構成市町村の税務職員を対象に、地方税に係る研修を実施します。
- ・構成市町村からの滞納整理事務に関する相談等に対応します。

○構成市町村

- ・広域連合へ移管する高額・徴収困難事案を選定し、移管の手続きを行います。
- ・移管事案の滞納者に対し、広域連合が滞納整理を行う旨の告知を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

（４）社会福祉法人の認可等に関する事務

広域連合は、社会福祉法人（以下「法人」という。）の健全経営と適切な事業運営を確保するため、法人の認可をはじめとする事務を専門性の高い体制にて行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・法人の設立、合併、解散の手続きなどの認可に関する事務を行います。
- ・法人の定款変更等にかかる申請、届出の受理などの事務を行います。
- ・法人に対する各種証明交付に関する事務を行います。
- ・法人の業務及び財務状況等について、法令に基づき指導監査を実施します。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(5) 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務

広域連合は、障害支援区分認定審査会を設置し、委員となる医師や社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を確保するなど審査体制の強化を図るとともに、より公平・公正かつ効率的な審査会の運営を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・障害支援区分認定審査会を設置し運営します。
- ・構成市町村が行う一次判定の結果を踏まえ審査会による二次判定を行います。
- ・二次判定結果を構成市町村に通知します。

○構成市町村

- ・障害者本人又は障害児の保護者が行う認定申請の受付を行います。
- ・認定調査員の調査結果等をもとに一次判定を行います。
- ・疾病、身体の障害の内容、精神の状況などに関する医師の診断結果を、一次判定の結果に添えて広域連合に提出します。
- ・審査会での判定結果に基づき障害支援区分及び有効期間を認定するとともに結果を申請者に通知します。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(6) 消費生活相談等に関する事務

広域連合は、複雑・高度化する消費者問題から住民の消費生活の安全を守るため、専門性の高い相談体制への強化とサービスの充実を図ります。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村内に窓口を設置し、消費者からの相談に応じるとともに処理のためのあっせんを行います。
- ・相談員の能力の向上や体制の充実を図ります。
- ・消費者安全の確保に必要な情報を収集し住民に対して提供します。
- ・都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換します。

○構成市町村

- ・広域連合が行う消費生活に関する相談や啓発等への協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(7) 航空写真撮影及び地形図データ作成に関する事務

広域連合は、広域的な地域づくりなどに役立てるため、統一的な品質の確保された広域図面を一括して作成します。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・航空写真撮影及び地形図データ作成業務の設計、発注及び監督を行います。
- ・成果品の検査を行います。
- ・成果品の広域的な活用方法についての検討を行います。
- ・構成市町村が必要とするデータを提供します。

○構成市町村

- ・広域連合から提供されたデータを様々な分野で活用します。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(8) 一般旅券の発給申請の受理等に関する事務

広域連合は、地域住民の利便性の向上を図るため、一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・ 構成市町村内に窓口を設置し、一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務を行います。
- ・ 構成市町村窓口で受理した発給申請を取りまとめ、愛知県東三河旅券センターへ送付します。
- ・ 愛知県東三河旅券センターで作成された一般旅券を構成市町村の窓口へ送付します。

○構成市町村

- ・ 広域連合が行う一般旅券の発給申請の受理及び交付などの事務への協力・支援を行います。
- ・ 広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

2 広域連携事業

(1) 広域にわたる新たな連携事業の調査研究に関する事務

東三河地域の新たな魅力と活力を創造し、持続可能な地域づくりを進めるため、新たな連携事業の調査研究を行うとともに事業の具体化に向けた検討を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・ 東三河地域のさらなる振興発展に資する分野での新たな連携事業に関する調査研究を行います。
- ・ 調査研究に基づき事業の具体化に向けた検討を行います。

○構成市町村

- ・ 広域連合が行う調査研究への協力・支援を行います。
- ・ 広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

3 権限移譲事務

(1) 事務権限の移譲に係る調査研究に関する事務

住民の暮らしの向上に繋がる事務や地域の持続的発展に繋がる事務を広域連合で行うことにより地域の自立力を高めるため、国や県からの事務権限の移譲に向けた調査研究を行うとともに国や県との調整等を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・住民の暮らしの向上に繋がる事務の権限移譲に関する調査研究を行います。
- ・地域の持続的発展に繋がる事務の権限移譲に関する調査研究を行います。
- ・国や県との調整等を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う調査研究への協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

4 地方創生事業

(1) 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事務

広域連合は、人口減少、少子高齢化などの社会構造の変化に対し、主体的に地方創生に取り組むため、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・東三河人口ビジョンの策定を行います。
- ・東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び改定を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

(2) 東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき実施する事業

広域連合は、東三河の地域力と自立力を高め、将来にわたり「しごと」と「ひと」の好循環を生み、地域全体の発展に繋げていくため、東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・東三河物産展開催事業など、東三河特産品の販路拡大に関する事務を行います。
- ・東三河の企業への就職促進事業など、若い世代の転出の抑制に関する事務を行います。
- ・地域外へ転出した東三河出身者と東三河の企業等とのマッチングの機会を創出する事業など、若者等の人材還流に関する事務を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務などへの協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

5 その他

(1) 構成市町村が一体となって取り組む事業

東三河地域の結びつきを一層強化するため、構成市町村が一体となって取り組む公共施設の相互利用、職員研修、情報発信に関する事務を行います。

【広域連合及び構成市町村が行う事務】

○広域連合

- ・構成市町村における公共施設の相互利用を促進します。
- ・広域行政に関する職員研修を行います。
- ・ホームページをはじめとする様々な媒体を活用し、東三河地域の魅力などの情報を発信します。
- ・その他構成市町村が一体となって取り組む事業の連絡調整等を行います。

○構成市町村

- ・広域連合が行う事務などへの協力・支援を行います。
- ・広域連合が行う事務に関して必要な情報を提供するとともに共有を図ります。

VI 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間とし、計画期間の満了前に見直しを行います。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。